

# 一般社団法人鐵鋼會館定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人鐵鋼會館と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、会員の親睦を厚くし相互に知識を交換して、広く知識の増進を企図し、大阪府の鉄鋼及び金属業界の発展向上に寄与するとともに、社会公共の利益の増進に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 講演会、講習会、展覧会等の開催
- (2) 知識の増進及び会員の親睦を図るに必要な施設方法の提供
- (3) 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業
- (4) その他この法人の目的遂行に必要な事業

2 前項の事業は、大阪府内において行うものとする。

## 第3章 会員

### (法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の維持発展に賛助すべく入会した個人又は法人。
- (3) 名誉会員 この法人に功労があった者、又は学識経験者で、総会において推薦されたもの。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下

「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

#### (入会)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、以下の手続きを踏むものとする。

- (1) 正会員 この法人が別に定める入会申込書に正会員1名の紹介を添え提出するものとする。その申込書がこの法人に到達した時に、その者はこの法人の正会員となる。
- (2) 賛助会員 この法人が別に定める入会申込書に関連団体又は会員の紹介を添え提出するものとする。その申込書がこの法人に到達した時に、その者はこの法人の賛助会員になる。

#### (会費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員又は賛助会員になった時及び毎年、正会員又は賛助会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

#### (退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はその目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

#### (会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

#### (拠出金品の不返還)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員が前条によりその資格を喪失したとしても、既に納入した会費、入会金その他の拠出金は返還しない。

## 第4章 総会

### (構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

### (権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 会員の除名
- (6) 理事及び監事の報酬等の額
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後3ヶ月以内に1回開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

### (招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集する場合は、理事長の決議に基づき、日時及び場所並びに会議の目的である事項及びその内容を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使できることとする場合は、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、理事長とする。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき各1個とする。

2 やむをえない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、議決権行使書面又は電磁的方法により議決権を行使することができる。この場合、当該議決権の数を第18条の議決権の数に算入する。

3 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人（正会員が法人の場合は、当該正会員の代表者）によってその議決権を行使することができる。この場合においては、第18条の規定の適用についてはその正会員は総会に出席したものとみなす。なお、正会員代表者の場合にあつては、その正会員代表者の属する法人の役職員又は使用人をもって代理人にすることを妨げないものとする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) 会員の除名
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び総会に出席した理事のうちから2名が記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上25名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を理事長、3名以内を副理事長、1名を常任理事とする。
- 3 前項の理事長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常任理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

#### (役員を選任)

第21条 理事及び監事は、正会員（正会員が法人の場合は、当該正会員の代表者）のうちから総会の決議によって選任する。ただし、必要があると認められる場合は、理事にあつては3名、監事にあつては1名を限度として、正会員以外の者を理事又は監事に選任することを妨げない。

- 2 監事の選任に関する議案を総会に提出する場合は、監事の同意を得なければならない。
- 4 理事長、副理事長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

#### (理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、予め理事会において定めたところに従い、その業務執行にかかる職務を代理し又は代行する。
- 4 常任理事は、理事長を補佐して業務を執行する。
- 5 理事長及び常任理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要と認めるときは意見を述べなければならない。

#### (役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会

の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

#### (役員報酬等)

第26条 理事、監事、顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に関しては、総会において定める総額の範囲内において、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には費用を弁償することができる。

#### (取引の制限)

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

#### (責任の免除又は限定)

第28条 この法人は、理事又は監事の一般社団・財団法人法第111条第1項に定める損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 この法人は、一般社団・財団法人法第115条第1項の規定により、非業務執行理事等（非業務執行理事、監事）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、一般社団・財団法人法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

#### (顧問及び相談役)

第29条 この法人に顧問及び相談役（若干名）を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、学識豊かな者、又は経験者から、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。

3 顧問及び相談役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

4 顧問及び相談役は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について、参考意見を述べること

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常任理事の選定及び解職

(4) 前各号のほか、この定款に定める事項

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 理事会を招集するには、理事会の日時、場所、理事会の目的である事項及びその内容を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長とする。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該事業年度の開始日から定時総会開催日までの予算は、理事会の議決により執行することができる。この期間の予算については、前項の収支予算書に含め、当該事業年度の定時総会での承認を得る。

3 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類及び監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び総会の議

事録を主たる事務所に、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第39条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散及び残余財産の帰属)

第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2 解散後の残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 事務局その他

(事務局)

第43条 この法人に、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、常任理事1名及び所要の職員を置く。

3 その他事務局に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

令和5年3月31日改定